

建設業法上の解体工事と秋田県入札参加資格における解体工事について（令和3年11月11日建政－835による改正後）

	①	②	③	④	⑤	専門工事に発注する場合 参考
工事内容の具体例	解体に伴って仮設が必要となるなど、技術的難度の高い橋梁の解体工事	仮設工事など、他の専門工事を伴わない橋梁の解体工事	建築物の全部を解体する工事		建築物の一部を解体する工事	建築物の外壁塗材の剥取り工事
			戸建住宅など、総合的な企画、指導、調整が不要な建築物の解体工事※	杭抜き工事など、解体工事※以外の専門工事を伴う、総合的な企画、指導、調整が必要な建築物の解体工事		
許可業種 (建設業法)	土木工事業	土木工事業	解体工事業	建築工事業	建築工事業	塗装工事業
入札参加資格 (格付)	一般土木工事	解体工事			建築一式工事	一般塗装工事

- 1 建築物の構造等により、上の表の許可業種と異なる許可を求める場合がある。
 - 2 上の表の区分は、発注者から直接請け負う場合のものである。下請工事については、請け負う工事の内容が各専門工事に該当する場合を除き、解体工事に該当する。
 - 3 県発注工事の入札に参加するためには、入札参加資格（格付）のほか、建設工事に対応する建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している必要がある。
- ※ 解体工事には、解体に伴う足場の組立てや仮囲い等の仮設工事を含む。